

協議離婚の記入例

(復氏して新戸籍をつくる場合)

離婚届

令和 年 月 日 届出

午前・午後 時 分

兵庫県伊丹市長 殿

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日				
第 号					
送付 令和 年 月 日	兵庫県伊丹市長 印				
第 号					
世帯調書	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票 <input type="checkbox"/> 通知

記入の注意

・鉛筆や消えやすいインキ、消えるインキのボールペンで書かないでください。

・届書は1通でさしつかえありません。

・その他に必要なもの 調停離婚のとき → 調停調書の謄本

審判離婚のとき → 審判書の謄本と確定証明書

和解離婚のとき → 和解調書の謄本

判決離婚のとき → 判決書の謄本と確定証明書

認諾離婚のとき → 認諾調書の謄本

(1) 住所には、離婚届出時点での住民登録地を記入してください。
※離婚届と同時に転出届や転居届・世帯分離届をした場合でも届出前の住所及び世帯主を記入してください。

(2) 本籍地は戸籍どおり正確に記入してください。

(4) 妻(または夫)が婚姻前の氏に夫(または妻)に変わる場合に記入してください。

※復籍するか新戸籍を編製するかは妻(または夫)の自由ですが、子の入籍を考えている場合は、新戸籍をつくるほうがよいでしょう。

※復籍する戸籍がすでに除籍となっている場合は新戸籍をつくってください。

※妻(または夫)が婚姻中の氏を引き続き使用する場合は、この欄には記入せず、別途戸籍法第7条第2項の出がが必要です。

届書の署名は必ず本人が自署してください。届出人の押印は任意ですが、押印する場合は別々の印鑑をお願いします。

(1) 氏名	夫 いたみ たろう 伊丹 太郎	妻 いたみ いちこ 伊丹 市子
生年月日	昭和 59 年 1 月 10 日	昭和 元 年 7 月 22 日
住所	兵庫県伊丹市宮ノ前2丁目 2番2-202号	兵庫県伊丹市池尻4丁目 1番地1
(住民登録をしているところ)	(マンション名等) 世帯主の氏名 伊丹 太郎	(マンション名等) 世帯主の氏名 伊丹 市子
(2) 本籍	兵庫県伊丹市宮ノ前2丁目2番地 伊丹 太郎	
父母及び養父母の氏名	夫の父 伊丹 一三 続き柄 長男 母 榮子 続き柄 長男	妻の父 昆陽 道夫 続き柄 長男 母 春子 続き柄 長男
(有認の養父母以外に養父母がいる場合はその他の欄に記入してください)	養父 続き柄 養子 養母 続き柄 養母	養父 続き柄 養子 養母 続き柄 養母
(3) 離婚の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 令和 年 月 日 成立 <input type="checkbox"/> 審判 令和 年 月 日 確定 <input type="checkbox"/> 和解 令和 年 月 日 成立 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 令和 年 月 日 認諾 <input type="checkbox"/> 判決 令和 年 月 日 確定	
(4) 婚姻前の氏にものる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻 は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる 兵庫県神戸市下山手通五丁目10番地 小や いちこ 氏名 昆陽 市子	
(5) 未成年の子の氏名	夫が親権を行使する子 伊丹 春太郎 妻が親権を行使する子 伊丹 夏子	
(6) 同居の期間	昭和・平成 令和 27 年 11 月 から 令和 2 年 12 月 まで (同居を始めたとき) (別居したとき)	
(8) 別居する前の住所	兵庫県伊丹市宮ノ前2丁目2番2-202号	
(9) 別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業または林業その他の仕事を持つ世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等が営む以外の常用労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から9人までの世帯日または1年未満の契約の雇用者(注5) <input type="checkbox"/> 4. 3)に当てはまらない常用労働者世帯及び法団体の役員・世帯日または1年未満の契約の雇用者(注5) <input type="checkbox"/> 5. 15歳4か月以上18歳未満の他の仕事をしていない世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしていない者の世帯 <small>(注5) 調査の年の4月1日から翌年3月31までに届出をするときだけ書かしてください。</small>	
(10) 夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
その他	<input type="checkbox"/> 新本籍確認 <input type="checkbox"/> 新本籍の表示は市区町村である <input type="checkbox"/> 復籍戸籍確認済	
届出署名	夫 伊丹 太郎 印	妻 伊丹 市子 印
事件簿番号		

証人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署名 (※押印は任意)	昆陽 道夫 印	昆陽 春子 印
生年月日	昭和 37 年 11 月 25 日	昭和 40 年 12 月 22 日
住所	兵庫県伊丹市池尻4丁目 1番地1	左に同じ
本籍	兵庫県伊丹市池尻4丁目 1番地1	左に同じ

左欄(3)(4)離婚の種類等・(9)別居する前の世帯の主な仕事等及び下記枠内の内容について、該当する口に入を記入してください。

氏のみかたは必ず記入してください。

(5)未成年の子がいる場合は、子どもと親権者をどちらにするか必ず記入してください。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の負担などの監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

- 未成年の子がいる場合は、次の口をあてはまるものにしるしをつけてください
 - 面会交流について取決めをしている。 (面会交流:未成年の子と離れて暮らしている親が子ども定期的・継続的に、会って話したり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること)
 - まだ決めていない。
- 経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の口をあてはまるものにしるしをつけてください。
 - 養育費の負担について取決めをしている。 (養育費:経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など)
 - 取決め方法:(口公正証書 □それ以外)
 - まだ決めていない。

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。面会交流や養育費の取、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくことをまとめた情報を法務省ホームページ内に掲載しています。日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の負担など離婚をめぐる問題について、相談窓口の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合がありますので、お問い合わせください。【法テラス・サポートダイヤル】0570-078371 【公式ホームページ】https://www.houterasu.jp

【伊丹市に離婚届をする場合の必要書類】

- ◎届書 1通
- ◎署名欄に押印された場合はその印鑑(押印は任意です) (※訂正印として必要な場合があります)
- ◎身分証明書(運転免許証・旅券・個人番号カード・健康保険証など)